



秋厚労ニュース

NO1791号
2017年9月11日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

日頃の 思いを声に!

秋闘要求の論議

10月7日・第1回中央委員会で「秋闘の要求」が決められます。各支部には「要求案のたたき台」が送付され、専門部でも要求について話し合っています。職場から、日頃の思いを声に出すチャンスです。



写真は本文とは直接関係ありません

2017秋闘 要求案のたたき台

当年度要員計画達成のための経過と今後の見通しを示すこと
満58歳以上の者に関して、一時金を現行の8割支給から10割支給へ改善すること
転勤をさせる場合には、対象者と職場長に対して、転勤の理由と期限を明示すること
転勤をさせる場合には、最低でも1ヶ月前までに内示を出すこと
初任地が本人の第1希望から第3希望までの病院と異なっており、その後、本人からの希望で第1希望から第3希望までの病院へ異動させる場合、その転勤を「会都合」として扱うこと
秋厚労2017年4月4日付「年間手当要求」に基づいて、年末手当(本俸+調整手当+家族手当+世帯支援手当)を2.5ヶ月(支給日及び基準日12月15日)、年度末手当を0.5ヶ月(支給日3月15日、基準日3月31日)とすること
栄養科の調理現場においては、正職員と同等の業務を3年以上遂行し、本人が希望する臨時職員について、正職員になることができる道すじ(採用試験を含む)を確立すること
治療の要である「食」を担う栄養科、および病院の危機管理の中核である中央監視室について、委託・派遣・外注化構想を断念すること
平成29年1月20日付で厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づいて、下記の事柄についてどのように対応するのか示すこと
・制服への着替え ・業務後の後始末や掃除
・参加が義務づけられている委員会、研修会、看護研究、学習会 ・待機時間
改正育児介護休業法に基づき、保育所へ入所できない場合には、育児休業期間を最長2年間まで延長できるようにすること
再雇用職員も含む臨時職員の通勤手当について、正職員と同額を支給すること
再雇用職員も含む臨時職員について、正職員と同様に夏期休暇、盆休み、正月休みと忌引きなどの特別休暇を有給の休暇として与えること
(検査科勤務者会議から)医療職Ⅱの採用試験・面接をともに1日で終える日程とするなど、受験者の負担を軽減する方を講ずること
1人の職員が病棟夜勤と救急当直を行う場合、救急当直1回を病棟夜勤2日分と換算し、あわせて1ヶ月に夜勤8日分を上回らないようにすること
未就学児・就学中の満22歳以下の子を扶養している場合、1人につき月5,000円を支給する制度を新設すること
医師以外の職員について、現行60歳の定年を65歳に延長すること
有給休暇を取りやすい環境を整備すること
臨時職員の時給を上げること

去る8月10日、各支部に「要求案のたたき台(左)」が送付されました。この「たたき台」自体も、中央委員会で話し合ったもの。秋厚労は、1人でも多くの人が「要求づくり」に係ることが、要求を実りあるものにする早道だと考えています。

自分なら、こんな要求文面にする

今回の「要求案のたたき台」は、大きく言えば「内外の人が働きたいと思うような職場」にするために、労働環境の改善を求める「提案」がほとんど。あくまでも「案」ですので、抽象的で完成度の低い文案も含まれて

要求を決めるのは10月7日

「要求案」になります。これを批評することによって「自分なら、こういう要求文面にする」という発言が数多く出ることを期待しています。

要求討議は 一致点探し

「要求の原点」は、職場の仲間の「思い」です。労働組合の役割は、その「思い」を「声に出す場」をつくること。「声」が積み重なって

意見を託して

秋闘の要求は、来る10月7日(土)、次年度第1回中央委員会で決めることになっていきます。支部代表として出席する中央委員に「意見」を託してください。

「要求」は、ほとんどの人が同意する必要があると思います。つまり、要求討議は「一致点探し」です。

秋闘要求を決める中央委員会

10月7日(土)

15:00~17:00 於：秋厚労会館